

第2号議案

役員給与規程及び職員給与規程の変更について

(案)

令和元年度及び令和2年度の給与法改正に準じて、別紙のとおり、役員給与規程及び職員給与規程の変更を行う。

施行日：2021年2月17日

以 上

【添付資料】

別紙1：役員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙2：職員給与規程 変更案 新旧対照表

役員給与規程 変更案 新旧対照表

(別紙1)

変 更 前	変 更 後
<p>第1～7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額に</u>、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p> <p>第9～12条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則(平成28年3月23日) (略)</p>	<p>第1～7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の67.5を乗じて得た額に</u>、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p> <p>第9～12条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則(平成28年3月23日) (略)</p> <p><u>附則(2021年2月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規程は、2021年2月17日から施行し、2020年4</p>

月 1 日に遡って適用する。

(特別手当に関する特例)

第 2 条 2020 年 6 月に支給する特別手当に関する第 8 条第 2 項
の規定の適用については、同項中「100 分の 67.5」とあるの
を「100 分の 70」と読み替えて適用する。

2. 2020 年 12 月に支給する特別手当に関する第 8 条第 2 項の規
定<sub>の適用については、同項中「100 分の 67.5」とあるのを「1
00 分の 65」と読み替えて適用する。</sub>

職員給与規程 変更案 新旧対照表

(別紙2)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、<u>6月支給分については100分の122.5、12月支給分については100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6ヶ月 100分の100</p> <p>二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80</p> <p>三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60</p> <p>四 3ヶ月未満 100分の30</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、<u>6月支給分については100分の127.5、12月支給分については100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6ヶ月 100分の100</p> <p>二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80</p> <p>三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60</p> <p>四 3ヶ月未満 100分の30</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

第22条

(略)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の115以上100分の190以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の103.5以上100分の115未満

三 直近の評定が良好である職員 100分の92

四 直近の評定が良好でない職員 100分の92未満

4 (略)

第23条～第24条 (略)

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

第22条

(略)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の115以上100分の190以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の103.5以上100分の115未満

三 直近の評定が良好である職員 100分の92

四 直近の評定が良好でない職員 100分の83.5以下

4 (略)

第23条～第24条 (略)

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

附則（平成29年2月15日）（略）
附則（平成29年3月29日）（略）
附則（平成29年5月12日）（略）
附則（平成30年2月7日）（略）
附則（2019年1月24日）（略）
附則（2020年1月22日）（略）

別表1～別表3（略）

附則（平成29年2月15日）（略）
附則（平成29年3月29日）（略）
附則（平成29年5月12日）（略）
附則（平成30年2月7日）（略）
附則（2019年1月24日）（略）
附則（2020年1月22日）（略）
附則（2021年2月 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2021年2月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

第2条 2020年6月に支給する期末手当に関する第20条第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」と読み替えて適用する。

2 2020年12月に支給する期末手当に関する第20条第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と読み替えて適用する。

（勤勉手当に関する特例）

第3条 2020年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、第4号「100分の83.5以下」とあるのは「100分の92未満」と読み替えて適用する。

別表1～別表3（略）

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>1,482 千円</u>	<u>1,370 千円</u>	<u>1,254 千円</u>	<u>1,141 千円</u>
6 級	<u>1,825</u>	<u>1,654</u>	<u>1,482</u>	<u>1,313</u>
7 級	<u>2,281</u>	<u>2,052</u>	<u>1,825</u>	<u>1,597</u>
8 級	<u>2,850</u>	<u>2,564</u>	<u>2,281</u>	<u>1,997</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定

別表 5～別表 6（略）

以上

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>1,465千円</u>	<u>1,354 千円</u>	<u>1,240 千円</u>	<u>1,128 千円</u>
6 級	<u>1,804</u>	<u>1,635</u>	<u>1,465</u>	<u>1,298</u>
7 級	<u>2,255</u>	<u>2,029</u>	<u>1,804</u>	<u>1,579</u>
8 級	<u>2,818</u>	<u>2,535</u>	<u>2,255</u>	<u>1,974</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

別表 5～別表 6（略）

以上